

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案について

1. 概要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B 廃棄物特別措置法」）第 10 条において、事業者は、政令で定める期間内に P C B 廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託しなければならないことが規定されている。

（参考条文）

◎ P C B 廃棄物特別措置法

（期間内の処分）

第 10 条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

◎ P C B 廃棄物特別措置法施行令

（処分の期間）

第 3 条 法第 10 条の政令で定める期間は、法の施行の日[※]から起算して 15 年とする。

（※平成 13 年 7 月 15 日）

P C B 廃棄物特別措置法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、環境省において、有識者により構成される「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、施行状況及び今後の処理推進策について検討した結果、現行の処理期限（平成 28 年 7 月）までの処理完了が困難であることから、新たな処理期限を設定することが適当であるとの結論が得られた。

環境省としては、P C B 廃棄物の一刻も早い処理完了を目指して、処理体制の充実などの処理促進策を行うこととしているが、現下の処分の進捗状況を踏まえれば、新たな処分の期間の設定が必要であることから、P C B 廃棄物特別措置法施行令第 3 条に規定する処分の期間の改正を検討している。

（参考）検討委員会の報告書（抜粋）

- 処理期限について、関係者が最大限努力を図った場合に、P C B 廃棄物全体の処理完了が達成すると見込まれる時期まで延長することが適当である。
- 処理に最も時間がかかるのは、処理が着手されたばかりである微量 P C B 汚染廃電気機器等と考えられる。一方で、具体的な期限については、少なくともストック

ホルム条約で求められている年限（平成 40 年）までに処理が完了できるようにすべきである。

○このためには、処理期限が到来してもなお未処理の廃棄物についても、P C B 廃棄物特別措置法に基づく命令等により確実に処理をさせるよう措置する期間として 2 年間程度を見込むことが必要である。

○以上を踏まえ、適切な処理期限を設定することが適当である。

（ 検 討 委 員 会 報 告 書 の 掲 載 場 所 ：
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei.html>）

2. 改正案

処分の期間を「法の施行の日から平成 39 年 3 月 31 日まで」とする。